

市・県民税申告会場を集約して 「予約制度」を始めます

平成31年2月の申告から

笠間市では、友部地区・笠間地区・岩間地区の3会場で実施していた市・県民税申告の相談受付を、平成31年2月から市役所本所に集約して行うこととしました。

会場の集約に伴い、申告される方の希望に合わせて相談日時が設定できる「予約制度」を開始するなど、新たな取り組みにより待ち時間を大幅に短縮し利便性を高めます。

- ◆申告会場 市役所本所
- ◆申告期間 平成31年2月18日(月)～3月15日(金)
※土日は除きます。ただし2月24日(日)、3月3日(日)は相談受付を行います。

- ◆申告時間 午前9時～午後5時

◆新予約制度

《お一人ずつ期日・時間帯を指定して通知します》

これまで地区指定と併せ、「期日」を指定して相談受付をしていましたが、今年度から「期日及び時間帯」の指定に改めます。

昨年度笠間市で申告している方は、申告のご案内通知(平成31年1月21日発送)に記載されている「期日及び時間帯」をご覧ください、日時をご確認のうえご来庁ください。

《専用ホームページと専用ダイヤルから予約・変更ができます》

指定の日時ではご都合の悪い方、および新規で申告される方は、日時の変更・新規予約の手続きをお願いします。

【予約・変更の受付期間】

平成31年1月25日(金)～3月15日(金)
※予約開始日までアクセス等はできません。

【QRコード】



●予約専用ホームページ…24時間受付

URL: <https://www5.rev.jp/ksm31>

※予約専用サイトは市のホームページからもご覧いただけるほか、スマートフォンからもアクセスすることができます。

●予約専用ダイヤル…8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

TEL: 050—5433—6122

※専用ホームページ・専用ダイヤル共に、1月25日(金)は午前9時からの受付となります。
※専用ダイヤルについては、2月24日(日)、3月3日(日)の両日は受付します。

◆e-Taxサポート

《申告会場内に自主申告コーナーを設置します》

自主申告コーナーを新たに設け、簡易な内容を中心に、e-Taxにより市民の方々がご自身で申告を行えるようサポートします。

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 税務課 担当:市民法人税グループ

電話番号:0296-77-1101内線113 ファックス番号:0296-77-9628 E-mail: zeimu@city.kasama.lg.jp

市・県民税申告会場を集約して 「予約制度」を始めます

平成31年2月の申告から、会場を1か所に集約して予約制度を開始します。
会場の集約に伴う新たな取り組みによって、待ち時間を大幅に短縮し利便性を
高めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆申告会場 **市役所本所**

◆申告期間 **平成31年2月18日(月)～3月15日(金)**

◆新予約制度

お一人ずつ期日・時間帯を指定して通知します

これまで地区指定と併せ、「期日」を指定して相談受付をしていましたが、
今年度から「期日及び時間帯」の指定に改めます。

昨年度笠間市で申告している方は、申告のご案内通知（平成31年1月
21日発送）に記載されている「期日及び時間帯」をご覧ください、日時
をご確認のうえご来庁ください。

専用ホームページと専用ダイヤルから予約・変更ができます

指定の日時ではご都合の悪い方、および新規で申告される方は、日時の
変更・新規予約の手続きをお願いします。

《予約・変更の受付期間》

平成31年1月25日(金)～3月15日(金)

【QRコード】



●予約専用ホームページ…24時間受付

URL : <https://www5.revn.jp/ksm31>

予約専用サイトは市のホームページからもご覧いただけます。

●予約専用ダイヤル…8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

TEL : 050-5433-6122

※専用ホームページ・専用ダイヤル共に、1月25日(金)は9:00からの受付となります。

※専用ダイヤルについては、2月24日(日)・3月3日(日)の両日は受付します。

◆e-Tax サポート

申告会場内に自主申告コーナーを設置します

自主申告コーナーを新たに設け、簡易な内容を中心に、e-Taxにより市民の
方々がご自身で申告を行えるようサポートします。

申告受付変更のQ & A

Q：申告にかかる待ち時間はどのくらい変わりますか？

A：これまでは長くて3～4時間待ちの状況がありました。
申告相談そのものの時間は内容によって異なりますが、受付から申告相談までの待ち時間は1時間以内（概ね30分）と見込んでいます。

Q：指定の時間に行けなくなってしまった場合は？

A：ご都合により指定の日時にお越しいただけない場合でも、日時を変更いただくことで申告を受けることができます。
なお、急に来られなくなった場合は、申告予約専用ホームページまたは申告予約専用ダイヤルにより、改めて予約の手続きを行っていただくことになります。

Q：申告会場へ直接行ける公共交通機関はありますか？

A：デマンドタクシーにより、申告会場となる笠間市役所まで、市内のどの地域からでも乗り継ぎなしでお越しいただくことができます。
ご利用に際しましては、ご利用の登録、乗車券の事前購入といった点は、通常に利用する場合と同様の手続きが必要になります。

Q：申告に関するその他の取り組みは？

A：これまでも、内容が特に簡易な方については白紙の申告書を前もって郵送する取り組みを行っていますが、今後も対象者の拡大を進めます。
また、申告の電子化を進め、還付手続きの早期化など、申告される方々の利便性を更に向上させていきます。

Q：申告関係の書類は、いつごろからどこで受け取れますか？

A：平成30年分の医療費控除の明細書、収支内訳書等の申告関係書類は、平成31年1月21日以降を目安に、市役所本所税務課および各支所地域課に設置する予定です。